「スポーツキャリアサポート支援事業」委託要項

令和2年3月5日 スポーツ庁次長決定 令和3年3月17日一部改正

1 趣旨

アスリートが競技外のキャリアにおいてスポーツで培った能力を発揮し活躍することは、アスリート自身の人生の充実という点のみならず、アスリートが有する価値を社会に還元するという点においても重要である。また、アスリートの競技外での活躍は、スポーツの価値を高め、スポーツ参画人口の拡大、ひいては競技力の向上にも寄与する。

一方、アスリートの中には、競技活動に注力するあまり、競技活動終了後のキャリア形成のための準備を十分に行うことのできない者も**多い**。

このため、国は、関係団体、民間企業等が連携してアスリートのキャリア形成を 支援するための体制を構築し、アスリートのキャリア形成支援に資する取組を実施 する。

併せて、アスリートを始めとするスポーツ界の多様な人材の一層の活用を図るための基礎的調査を行う。

2 委託事業の内容

(1) スポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営

関係団体・機関、民間企業等の連携・協働により、アスリートのキャリア全体を効果的に支援するため、スポーツキャリアサポートコンソーシアムを運営し、アスリートのキャリア形成支援に資する取組を実施する。また得られた成果の公表・普及等を行う。具体的には以下の取組を実施する。

- ①総会及び運営委員会の開催に関する業務
- ②会員団体の拡大・連携推進
- ③プロジェクトの推進
 - アスリートキャリアコーディネーターの育成・活用
 - アスリートに対するキャリア支援に関するケーススタディの実施
 - ・会員団体の協働による自発的な発案に基づくプロジェクトの実施
- ④情報発信コンテンツの充実
- (2) スポーツ人材の効果的な活用のあり方に関する基礎的調査研究

指導者、専門スタッフ、審判員等スポーツ人材に関する課題解決に向けて、国や中央競技団体等が実施すべき施策や取組を検討するため、諸外国におけるスポーツ政策やスポーツ団体の取組事例等を調査する。

3 事業の委託先

(1) スポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営 委託先は、法人格を有する団体とする。 (2) スポーツ人材の効果的な活用のあり方に関する基礎的調査研究 委託先は、法人格を有する団体とする。

4 委託契約期間

本事業の委託契約期間は、契約を締結した日から当該年度の3月18日までとする。

5 委託手続

- (1)団体が業務の委託を受けようとするときには、委託事業実施計画書等をスポーツ 庁に提出すること。
- (2) スポーツ庁は、上記により提出された委託事業実施計画書等の内容を審査し、内容が適切であると認めた場合、当該団体と委託契約を締結する。

6 委託経費

- (1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費(人件費、事業費(諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額)、一般管理費、再委託費)を委託費として支出する。
- (2) スポーツ庁は、事業の委託を受けた団体が本委託要項、委託契約書若しくはスポーツ庁委託事業事務処理要領に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託(以下、「再委託」という。)することはできない。 ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8 事業完了 (廃止等) の報告

事業の委託を受けた団体は、事業が完了したとき、廃止又は中止(以下、「廃止等」という。)の承認を受けたときは、委託事業完了(廃止)報告書(別紙様式2)を作成し、事業の完了した日、廃止等の承認の日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写を添えて、スポーツ庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8により提出された委託事業完了(廃止)報告書及び収支決 算書について、審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認 めたときは、委託費の額を確定し、団体へ通知するものとする。
- (2)上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

(1) スポーツ庁は、団体による事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

- (2) スポーツ庁は、委託事業の実施に当たり、団体の求めに応じて必要な指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理処理状況について、 実態調査を行うことができる。また、団体は、スポーツ庁の求めがあった場合は、 本事業に関して必要な書類を提出しなければならない。
- (4)団体は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。
- (6)団体は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外 的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならな い。

委託事業実施計画書

令和 年 月 日

スポーツ庁次長殿

団 体 名 所 在 地 代表者の職・氏名

スポーツキャリアサポート支援事業における{スポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営/スポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究}の実施について、次のとおり事業計画書を提出します。

I 事業名 スポーツキャリアサポート支援事業における{スポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営/スポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究}

Ⅱ 事業の内容

1. 事業の趣旨・目的

2. 事業の期間

委託契約日から令和〇年〇月〇日

3. 当該年度における事業実施計画

※応札・応募時の提案書をベースに漏れなく具体的に記載 ※事業実施計画と事業経費内訳の内容の整合性に留意

4. 事業実施体制

※氏名、所属、役職、事業での役割、業績、資格等を記載

5. 事業項目別実施期間

実施	3137,112,117,117,117,117,117,117,117,117,11	/#: -#x	
時期			備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

6. 知的財産権の帰属

※「知的財産権は乙(受託者)に帰属することを希望する。」又は「知的財産権は 全て甲(文部科学省)に帰属する。」のいずれかを選択して記載

7. 再委託に関する事項

再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額(単位:円)	
	円

Ⅲ 委託事業経費

1. 経費予定額

. <u></u>			(単位:円)
費目	種別	内 訳	経費予定額
人件費	人 件 費		
	諸謝金		
	旅費		
	借損料		
	印刷製本費		
	消耗品費		
	会議費		
	通信運搬費		
事業費	雑役務費		
	消費税相当額		
	1不(非)課税経		
	費(人件費、外国		
	旅費、保険料など		
)×消費税率		
	2インボイス影響額		
	-経過措置の適用:無		
	3インボイス影響額		
	-経過措置の適用:有		
一般管理費	一般管理費		
再委託費	再委託費		
合 計		_	

(単位・円)

- ※ 委託経費の区分についての経費計上の留意事項等
- ①本事業の実施に必要な経費のみ計上し、他の経費と明確に区分し経理すること。また、計上できる経費は契約期間内のものに限る。
- ②経費積算の内訳を明確にし、その単価や必要に応じて数量等の根拠書類を一式添付すること。
- ③人件費(社会保険料等を含む)は、事業遂行上の特有の業務に従事する者に限り対象とし、金額の妥当性があると認められる場合に計上する。
- ④諸謝金は、外部の者に依頼する事業実施上の講義・講演、会議出席、実技指導、原稿執筆・校閲、通訳、各種労務などについて計上する。(業者等との契約による場合は、雑役務費に計上する。)なお、委託先に所属する職員等に対する計上は原則として認められないが、委託事業に係る業務が当該職員等の本務外(給与支給の対象となる業務とは別)であることが資料から明確に確認できる場合には計上できる。

- ⑤旅費は、原則として、国家公務員等の旅費に関する法律または団体の旅費規程を準用した額とする。(国内旅費と外国旅費に分けて記載のこと。)
- ⑥各経費の支出に伴うマイレージ、ポイント及び特典の取得は認められない。
- ⑦借損料は、会場・機械・用具・器具・設備・自動車等の借料やリース料を対象とする。(根拠書類には、使用期間(時間)、数量等を記載のこと。)
- ⑧印刷製本費は、会議資料、報告書、事業実施に係る印刷物等の印刷製本又は複写、 記録用写真フィルムの現像及びプリント等に要する経費とする。
- ⑨消耗品費は、各種事務用品・用紙、書籍類など事業に必要となるものを対象とする。
- ⑩会議費は、会議を開催する場合の飲料代等であり、社会通念上常識的な範囲内とし、 宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類などは対象としない。(団体の内部構成員のみで行うものや、打合せ程度のものは対象としない。)
- ①通信運搬費は、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送代、通信料等とする。 なお、切手を購入する場合、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理すること。
- ⑫雑役務費は、会場設営、研修教材等の作成、調査研究に係るデータの収集・集計・ 分析、Webページの作成、人材派遣などの業者等との契約による請負に対して支 払うものや、対象経費の支出に係る銀行振込手数料等とする。
- ⑬消費税相当額については、団体が課税事業者(納税義務者)で、不課税経費を計上している場合に、それに該当する消費税相当額を計上すること。この場合、課税事業者である旨を確認できる書類を添付すること。(業者等に支払う消費税相当額については、当該経費区分に税込み額を計上すること。)また、インボイス制度を踏まえ、免税事業者等から課税仕入した場合のインボイス影響額を消費税相当額に計上できることに留意し、請求書の保管についても適切に対応すること。
- ④一般管理費は、団体や事業の性質等を勘案して合理的であると認められる場合に計上する。また、事業の直接経費(人件費、事業費)に一般管理費率を乗じて算定した額を一般管理費とし、一般管理費率は、10%の範囲内で団体の直近の決算等により算定した一般管理費率や団体の受託規程による一般管理費率などから適切に設定する。
- ⑤再委託費は、第三者に委託することが事業の実施に合理的であると認められる場合 に再委託を行う事業の経費を計上する。
- ⑩上記に記載する経費以外の経費は、原則として本事業の対象経費としない。

2. 再委託費内訳

再委託先名:

(単位:円)

費目	種別	内 訳	経費予定額
合計			

※ 種別については、諸謝金、旅費、借損料等適宜記載

Ⅳ その他の事項

1. 経理担当者(責任者及び事務担当者)

	- 1,-		<u> </u>	<i>177</i> 12 - 7				
	氏	名	職	名	連絡先	(TEL番号、	FAX番号、	メールアト゛レス)
	(責任者))						
-	(事務担	当者)						

※ 責任者については、本委託事業に係る経理責任者を記載 事務担当者は、本委託事業の担当課との窓口となる者を記載

委託事業完了(廃止等)報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 スポーツ庁次長 ○○○○ 殿

> 団 体 名 所 在 地 代表者の職・氏名

令和○年○月○日付け令和○年度スポーツキャリアサポート支援事業における{スポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営/スポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究}は、令和○年○月○日に完了(廃止)したので、委託契約書第○○条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1. 事業結果説明書(別紙イ)
- 2. 事業収支決算書(別紙口)
- 3. 委託契約書第○○条に定める支出を証する書類の写

事 業 結 果 説 明 書

1. 事業の実績

(1) 事業の実施日程

実施	事業項目	/# **	
時期		備考	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

(2) 事業の実績の説明

※(実施日程、事業内容を具体的に説明。指標を使用し、事業内容を評価する こと)

2.	事業の実施体制		
3.	経理担当者 (責任	者及び事務担当者)	
	氏 名	職名	連絡先(TEL番号、FAX番号、メールアト・レス)
-	(責任者)		
-	(事務担当者)		
] }			
	責任者については	は、本委託事業に係ん	る経理責任者を記載すること。
	事務担当者につい	、ては、本委託事業 <i>の</i>)担当課の窓口となる者を記載すること。

事業収支決算書

1. 決算総括表

区分	費目	種別	予算額(円)	決算額(円)	委託費の額 (円)	備考
	人件費	人件費				
		諸謝金				
		旅費				
		借損料				
支		印刷製本費				
		消耗品費				
		会議費				
		通信運搬費				
出	事業費	雑役務費				
		消費税相当額				
		1不(非)課税経費				
		(人件費、外国旅費、保険料など)				
		資、保険料など) ×消費税率				
		2インボイス影響額				
		-経過措置の適用:無				
		3インボイス影響額				
	to the my offe	-経過措置の適用:有				0.0/
	一般管理費	一般管理費				0%
	再委託費	再委託費				
	<i>J.</i>	合 計				
ıl	委託費の額					
収	自己調達額					
入	その他					
	ć	計				

2. 決算費目別内訳

(A)支出

(費目) 人件費

氏 名	金額(円)	対象期間	支払年月日	備考	適用 税率	インボイス 影響額
0000	**,***	令和○年○月○日~令和○年○月○日		No.O	0%	
計						

(費目) 事業費 (諸謝金)

氏名又は 支払元	役職等	時間	単価	金額 (円)	対象期間	用務等	支払年月日	備考	適用 税率	インボイス 影響額
0000	教授	**	*,***	**,***		第〇回		No.O		
計										

(費目) 事業費 (旅費)

氏 名	役職等	金額(円)	旅行期間	用務等	用務先	支払年月日	備考	適用 税率	インボイス 影響額
0000	教授	**,***		○講演会講師	〇〇県〇〇市		No.O		
計									

(費目) 事業費(借損料)

内訳	使途	利用年月日	時間等	単価 (円)	金額 (円)	支払年月日	備考	適用 税率	インボイス 影響額
会場借料	第○回会議の開催		***	***	**,***		No.O		
計									

(費目) 事業費(印刷製本費)

品名	数量 (部)	単価 (円)	金額(円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	取引先	備考	適用 税率	インボイス 影響額
○○報告書	***	***	**,***				○○○(株)	No.O		
計										

(費目) 事業費(消耗品費)

品 名	数量 (部)	単価 (円)	金額(円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	取引先	備考	適用 税率	インボイス 影響額
ファイル	***	***	**,***				○○○(株)	No.O		
1										

(費目) 事業費(会議費)

	名	会議名	利用年月日	数量 (人)	単価 (円)	金額(円)	支払年月日	備考	適用 税率	インボイス 影響額
お茶	744	第○回会議		***	***	**,***		No.O		
計										

(費目) 事業費(通信運搬費)

品名	数量	単価 (円)	金額(円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	備考	適用税率	インボイス 影響額
切手(会議開 催案内)	**	***	**,***				No.O		
#									

(費目) 事業費 (雑役務費)

品名(内訳)	数量	単価 (円)	金額(円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	備考	適用 税率	インボイス 影 響額
							振込対		
銀行振込	**	***	slesle sleslesle				象者:		
手数料	<i>ች</i> ች	***	**,***				別紙の		
							とおり		
計									

(費目) 事業費(消費税相当額)

対 象	金額(円)	支払年月日	備 考(算出式)
1不(非)課税経費(人件			
費、外国旅費、保険料な	**,***	令和○年○月○日	**,***,***×8%
ど)×消費税率			
2 インボイス影響額			
-経過措置の適用:無			
3 インボイス影響額			
-経過措置の適用:有			
計			

(費目) 一般管理費(一般管理費)

対 象 額	一般管理費率	金 額	備 考(算出式)	
,*,***	00%	**,***,***	**,***,*** × ○ ○ %	
計				

(費目) 再委託費

再委託の業務内容	金 額(円)	再委託先名	支払年月日	備考
○○○システムの構築	***,***	○○○(株)	令和○年○月○日	内訳の添付
計				

(B)収入

種別	摘要	金 額(円)	備考
委託費の額	令和○年○月○日付委託契約に基づく委託費		
自己調達額	予算科目の表示など		
その他			
11 H			